

## 1) 住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ

住宅の修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。

別添の様式第2号により、修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

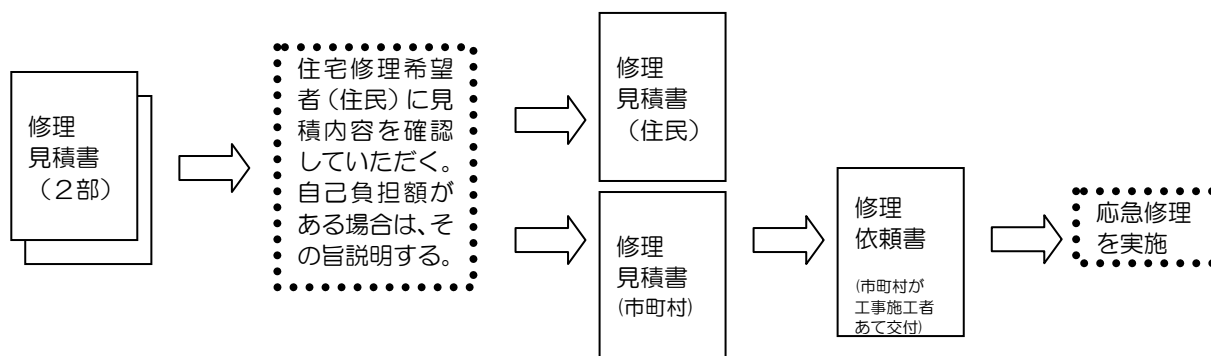
宮城県土木部建築安全推進室のホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/kenan/>

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は市町村の担当課に提出願います。

市町村は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎など
- ②ドア・窓などの外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先度が低くなります（裏面参照）。

### < 注意点 >

工事を完了したら、完了報告書を市町村に提出します。報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしく願いいたします。

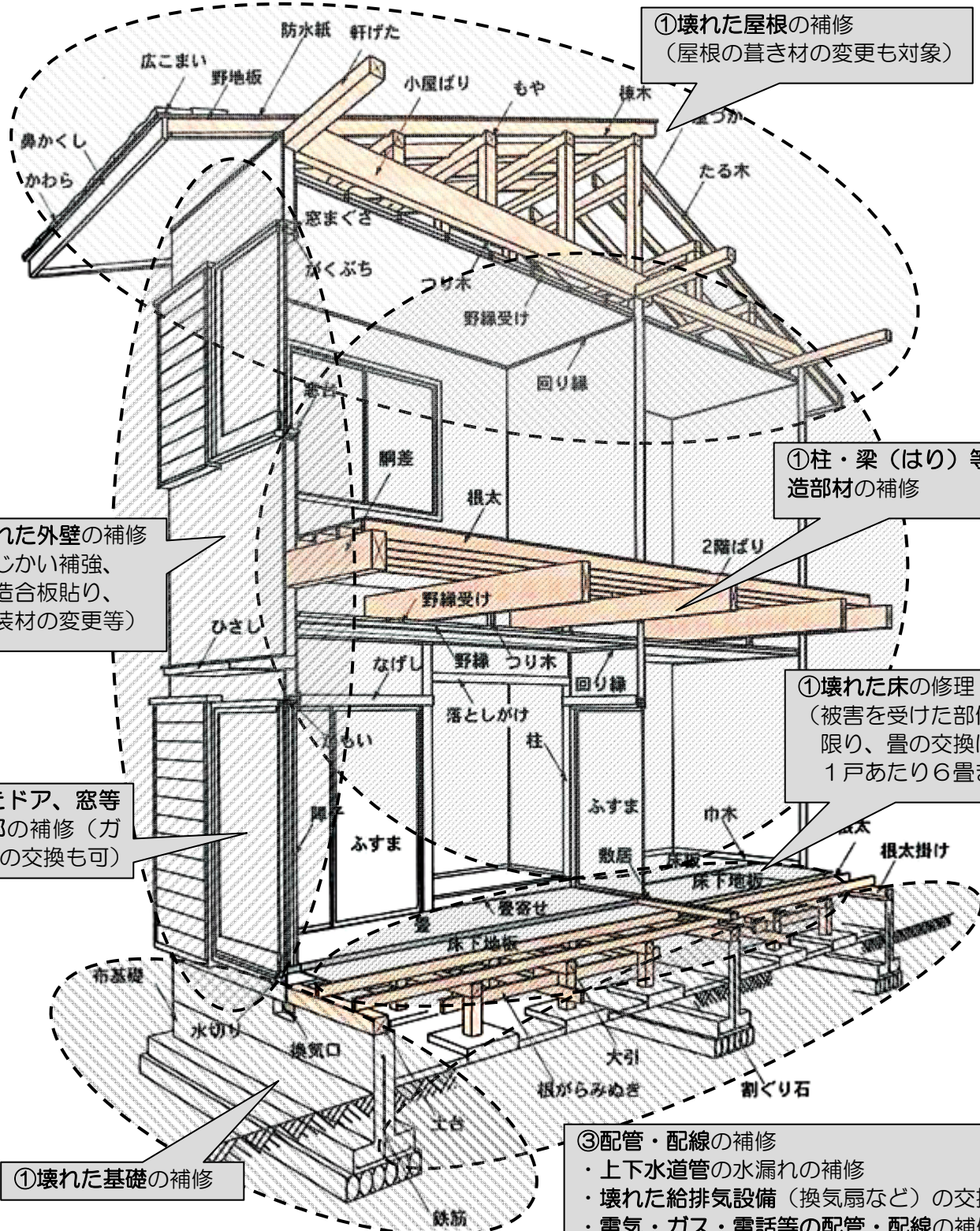
住民へ見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。

応急修理制度に係る工事代金（52万円限度）の市町村への請求手続き方法については、修理依頼のありました市町村にご確認願います。

お問い合わせ先  
七ヶ浜町 建設課  
臨時電話：022-364-2337  
通常電話：022-357-7442

# 住宅の応急修理対象範囲

(平成23年(2011年)東日本大震災により被災した部位に限ります)



①壊れた屋根の補修  
(屋根の葺き材の変更も対象)

①壊れた外壁の補修  
(すじかい補強、  
構造合板貼り、  
外装材の変更等)

②壊れたドア、窓等  
の開口部の補修 (ガラ  
ス、鍵の交換も可)

①柱・梁(はり)等の構  
造部材の補修

①壊れた床の修理  
(被害を受けた部位に  
限り、畳の交換は  
1戸あたり6畳まで)

①壊れた基礎の補修

③配管・配線の補修  
・上下水道管の水漏れの補修  
・壊れた給排気設備(換気扇など)の交換  
・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修  
④壊れた衛生設備(便器・浴槽など)の交換

## < 注意点 >

- ・ ①～④は優先度を示します。
- ・ 内装は原則として、対象外です(例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。